

2024年1月25日開催 加工食品の輸出事業者向け海外食品添加物規制セミナーQ&A

	講師への質問	回答
1	米国の有償規格集であるFCCについての質問です。 FCCは増補とは別に2年1度エディションの改版があると理解しておりますが、CFR21の各成分条文では「規格はFCC3版参照」のような記述をよく見ます。 CFRの条文が「規格はFCC3版参照」の場合であっても3版を参照し続けるのではなく、最新の版を参照してよいのでしょうか？	最新版を参照してください。
2	こちらは質問ではないのですが、最終製品の法的適合性については、サプライチェーンのなかで適合性・安全性が担保されることがベストであると考えております。 実際の調査においては上流の原料サプライヤーに遡ることになると思いますが、原料サプライヤーからは触らぬ神に祟りなしとばかりに、EUのように添加物リスト・成分規格が明瞭な場合においても「日本法規で管理しておりEU法規は管理していないので答えられない」などのように前向きな回答をいただけないことが非常に多いのが現状です。 原料サプライヤーの心理は理解できるのですが、このような状態で製品を製造し輸出する立場の最下流メーカーはどのように原料の法的適合性の担保を取っていけばよいのでしょうか？やはりサプライヤー再選定か第3者との連携がよいのでしょうか。	どう対処するかは御社のお考えによるかと思います。
3	早見表の「マリーゴールド色素」についてベトナムが○になっていますが、リンク先の「QCVN-4-10:2010-BYT」でINS番号を検索しましたが、掲載されていませんでした。会場にて松村先生にお伺いしてINS番号ではなく、英名で検索を勧められましたが同様に該当しませんでした。ベトナムにおける「マリーゴールド色素」「○」の出典元について教えていただけますでしょうか。	○の根拠は24/2019/TT-BYT（使用基準のURL）にLutein from Tagetes erectaがリストされていることです。規格はQCVN4-10にありません。JECFA規格が参照される可能性があります。
4	オンラインセミナー受講者も資料配布していただけないのでしょうか。 今回の資料はWeb参加ではいただけないのでしょうか。 配布資料に講演内容が載っていない部分が多く、会場参加のメリットが感じられませんでした。後日で良いので参加者に送付いただければ参考になるので大変有難いです。 非常にわかりやすいご説明で理解が深まりました。対面でも一部資料配布がなかったのが残念です。	資料を無償提供する予定はありません。当協会の書籍を購入いただければ幸いです。

2024年1月25日開催 加工食品の輸出事業者向け海外食品添加物規制セミナーQ&A

	講師への質問	回答
5	原材料表示に直接出ない二次原料や三次原料に含まれる添加物の取り扱いはどこまで遡って確認をするのか。 複合原材料を使用している場合、何次原料まで適合確認をする必要があるでしょうか。 商品へ表示している添加物のみだけでなく、原料の仕様書に書かれている前添加物、例えば、4次原料まで記載がある場合は、4次原料の添加物まで確認する必要があるということでしょうか。	輸出先国の表示基準に従い、必要な情報は入手するのが望ましいと思います。さもなければ、御社、輸出先国での輸入業者がリスクをとることになってしまいます。
6	海外で使用するためにはその物質自体の規格への合致も必要であると思います。現時点でリストに○がついていても日本の物質規格に合致するものを○として示していたらればより使用価値のあるリストになると思います。	その通りなのですが、日本の公定書規格と各国の規格を照合した上で○×するのは作業が膨大となり現実的には難しいです。
7	使用基準に記載されていない食品群には量の制限なく使用していいということでしょうか。それとも記載されていない食品群には使用してはいけないということでしょうか。（具体的にはアメリカにおけるコハク酸二ナトリウム）	使用基準に記載の無い食品群には使用できません。
8	松村様の質疑の際、今回の早見表では「米国においてはあくまでもCFR21の範囲までの調査であり、GRASについてはフォローしていない。但し、一般的な認識（使用かと知られている）とギャップが出てしまうと考え、1件だけ記載したものがある」と仰っておられたと思います。早見表を拝見させていただきましたが、ステビア抽出物の米国のページを指しているとの理解でよろしいでしょうか。気になったので確認させて下さい。	米国のステビア抽出物です。
9	Notified GRASについては早見表に盛り込まなかったとのことですが、FEMA GRASには記載されていると思います。その違いについて「FEMA GRAS」についてはフレーバーエキス工業協会がオフィシャルに示しているものなので記載するが、Notified GRASについては企業がここに取得しており、「都度情報を反映するのが難しいから」という理解で宜しいでしょうか。	早見表は、簡易調査ツールですので、Notified GRASまで確認して作成する必要はない（労力に対するリターンが小さい）と思いました。
10	甘味料のアドバンテームについて質問です。台湾やタイはFEMA GRASで承認されている香料に関しては使用可との認識です。ですが、早見表では「×」の判定でした。 用途が甘味料ではないためかと思いましたが、一方、ラカンカ抽出物は米国でFEMA GRASを根拠として「○（香料・香料助剤）」と判定されている。両者とも用途は香料ですが、判定結果が異なるのはなぜでしょうか。	台湾やタイはFEMA GRASで承認されている香料に関しては使用可との認識はなかったですが、根拠（関連法規の記載箇所）をお示しいただけないでしょうか。確認を行い、早見表を修正いたします。

2024年1月25日開催 加工食品の輸出事業者向け海外食品添加物規制セミナーQ&A

	講師への質問	回答
11	添加物は製剤を使用することが多いので主剤についての調査ができることは必須であるが、副剤など表示が免除される添加物についての情報はどの程度必要なのか知りたい。早見表を見る限りそこまで知ることはできない気がしました。表示が免除されていることと各国で使用できることとは一致しないのか、あるいは加工助剤の場合は残存していなければ含まれていないと判断していいのかどちらでしょうか。ごく微量など、数値で記載されていない場合の判断も含めてご教授いただけないでしょうか。	早見表は簡易調査ツールでご要望について反映していません。
12	乳化剤の早見表ですが、グリセリン酢酸脂肪酸エステル の○×において、韓国は○ではないのでしょうか。韓国と台湾は日本と同じように「グリセリン脂肪酸エステル」の規格内で、グリセリン酢酸脂肪酸エステルを認めていると思います。台湾は○となっているのに対し、韓国は×になっています。私自身の読み取り方が間違っているかもしれませんが、ご確認をお願いします。 グリセリン酢酸脂肪酸エステルは一例であって、他の脂肪酸エステルも同様だと思います。 乳化剤の話の中で、グリセリン脂肪酸エステルについての早見表のご紹介があったかと思います。その中で、総称では○がついていて、個別の物質名で×となっている場合は個別の物質名で×がついていても使用可能ということになるのでしょうか。	韓国と台湾は日本と同じように総称として「グリセリン脂肪酸エステル」がリストされています。総称の場合、総称としての各規格に適合しているか否かで判断いただければと思います。
13	乳化剤の話の中で、グリセリン脂肪酸エステルについての早見表のご紹介があったかと思います。その中で、総称では○がついていて、個別の物質名で×となっている場合は個別の物質名で×がついていても使用可能ということになるのでしょうか。	韓国と台湾は日本と同じように総称として「グリセリン脂肪酸エステル」がリストされています。総称の場合、総称としての各規格に適合しているか否かで判断いただければと思います。
14	普段から利用させていただいており大変助かっておりますが、昨年タイのベニバナ色素が認可された際に反映までタイムラグが生じており、現地の取引先と意見の食い違いが発生してしまった事がありました。莫大な情報量なので大変かとは存じますが、出来るだけタイムリーな反映をしていただけると有難いです。宜しくお願いいたします。	理想はそうですが、現実的には難しいです。
15	タイにおける天然着色料リスト更新の情報について、資料に記載されていたリンク（URL）を教えて欲しい。	早見表のクチナシ黄色素（タイ）の使用基準出典元URLを参照ください。

2024年1月25日開催 加工食品の輸出事業者向け海外食品添加物規制セミナーQ&A

	講師への質問	回答
16	Codex/GFSAでのキャリーオーバー物質の扱いについて、最終製品が属する食品分類（食品カテゴリー）で使用が認められていない食品添加物が最終製品の一部原料由来で含まれる場合（最終食品に対して効果を及ぼさないいわゆるキャリーオーバーとなる場合）その最終製品は、Codex/GFSAとしては問題ないと判断してかまわないか。また、キャリーオーバーとは認められない（最終製品に対しても効果が認められる場合）場合でも問題はないか、それともどちらの場合でもCodex/GFSAには合致しないと判断すべきなのか。 例）Ins444（SAIB）のGFSAを見ると、14.1.4のフレーバー飲料のみ使用基準内で使用可となっているが01.7とされる乳製品ベースのデザートに、デザートの着香目的で使用される香料製剤由来で含まれていてもCodex/GFSAに合致と判断できるのか。SAIBが明らかに最終製品に対してキャリーオーバーとなる場合、最終製品に対してキャリーオーバーとはならない場合 それぞれの場合についての判断を伺いたい。	まずは、原料に使用される食品添加物（例：SAIB）が、その原料（例：香料製剤）で使用できる必要があると思われます。 その上で、キャリーオーバーに該当するかを判断することになります。 キャリーオーバーの条件はCODEX STAN 192-1995の4項にあります
17	クチナシ色素は米国で受け入れられる可能性は有りますか。	受け入れられるとは、認可か消費者受容性のことかわかりませんが、認可であれば青色素については申請は受理されておりますので、数年内に認可される可能性はあります。赤、黄については申請されていないのではないかと考えられます。
18	中国の法規制はとても複雑ですが、改版や追補などの情報や最新版の入手方法について教えてください。 また、食品添加物製剤の規制や考え方について教えてください。元情報についてもお願いいたします。	早見表にある中国の使用基準のURL（ただし、着色料以外）はGB2760-2014の更新情報が反映されています。 食品添加物製剤の規制や考え方については、GB 26687-2011 複配食品添加剤通則を確認ください。
19	日本でいう発色剤（亜硝酸Na）はマレーシアではどのように表記したらいいのでしょうか。	Food Regulations 1985によるとCONTAINS PERMITTED PRESERVATIVEと表示すると考えます。
20	添加物使用基準に関して、「お好み焼き粉」「たこ焼粉」の食品群がどこに該当するか判然とせずに困っています。	小麦粉加工品、具材に応じて魚介加工品、畜肉加工品、野菜加工品で適当と思われる食品分類を複数選択することになるかと思いますが、判断できない場合は輸出先国での輸入業者や当局に相談するのがよいと思います。

2024年1月25日開催 加工食品の輸出事業者向け海外食品添加物規制セミナーQ&A

	講師への質問	回答
21	加工食品の輸出を検討する場合、使用する添加物の使用基準と成分規格が非常に重要であることは理解できましたが、結局、加工食品メーカーの立場では使用する添加物又は中間加工原料に由来する添加物を調査するための情報をすべて得るのは困難なのでしょうか。 規格書の問い合わせをしても、キャリーオーバーや加工助剤として使用された添加物が表に出てこないため、すべての情報が開示されているかどうか判断できません。 例えばINS番号やE番号がはっきりわかれば成分規格が満たされていることになるのか、それでは不十分なのか。添加物製剤中の副剤や加工助剤についてはどのように考えればいいのでしょうか。 最終商品に残存していないとなれば、認可不明の添加物が加工助剤として使用されていても輸出には問題ないのでしょうか。	原料サプライヤーに確認いただくしかないと思います。 最終商品に残存していないとしても、認可不明の添加物が加工助剤として使用することはできないと考えるのが良いと思います。